

特別史跡加曾利貝塚新博物館(仮称)整備・運営事業 修正箇所一覧 (契約書に関する事項)

質問回答 No.	資料名	頁	項目・タイトル	修正前	修正後	内容
	請負契約書(案)	(表紙)		3 工期:契約締結日から令和12年●月●日まで	3 工期(契約期間):契約締結日から令和12年●月●日まで	修正
10	請負契約書(案)	2	統括管理業務	(記載なし)	第3条の3 受注者のうち代表企業は、この契約の定めるところに従い、要求水準書等及び事業提案書に基づき、この契約の契約期間(以下「本契約期間」という。)において、本事業に係る統括管理業務(要求水準書に定める意味を有する。)を実施するものとする。	追加
141	請負契約書(案)	3	契約の保証	第4条第5項 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。	第4条第5項 前項に定める場合のほか、発注者は、千葉市契約規則(昭和40年3月1日規則第3号)第29条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。 第4条第6項 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。	追加
	請負契約書(案)	3	一括委任又は一括下請負の禁止	第6条 受注者は、(i)設計業務の全部又は建築設計の全部、(ii)工事監理の全部、並びに、(iii)工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を、いずれも一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。	第6条 受注者は、(i)設計の全部又は建築設計の全部、(ii)工事監理の全部、並びに、(iii)工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を、いずれも一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。	修正
141	委託契約書(案)	2	契約の保証	第5条第4項 各年度の途中で委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の当該年度の受注者の業務履行に対して支払われる予定の委託料の10分の1に相当する額(維持管理・運営委託契約の締結と同時に納付するものについては締結日の属する年度の業務履行に対して支払われる予定の委託料の10分の1に相当する額)に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。 第5条第5項 受注者は、第1項第2号又は第3号の保証を付した場合において、あらかじめ保証期間の設定がされているものにつき、契約期間の変更が行われたときは、保証期間の変更を行うとともに当該変更を証する書面を委託者に提出しなければならない。	第5条第4項 前項に定める場合のほか、発注者は、千葉市契約規則(昭和40年3月1日規則第3号)第29条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。 第5条第5項 各年度の途中で委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の当該年度の受注者の業務履行に対して支払われる予定の委託料の10分の1に相当する額(維持管理・運営委託契約の締結と同時に納付するものについては締結日の属する年度の業務履行に対して支払われる予定の委託料の10分の1に相当する額)に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。 第5条第6項 受注者は、第1項第2号又は第3号の保証を付した場合において、あらかじめ保証期間の設定がされているものにつき、契約期間の変更が行われたときは、保証期間の変更を行うとともに当該変更を証する書面を委託者に提出しなければならない。	追加
10	委託契約書(案)	2	監督職員	第6条第3項 監督職員は、維持管理・運営委託契約の他の条項に定めるもの及び維持管理・運営委託契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。 (1)委託業務を実施させるための統括マネージャーに対する業務に関する指示 (2)維持管理・運営委託契約の内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾若しくは回答 (3)維持管理・運営委託契約の履行に関する受注者又は統括マネージャーとの協議 (4)業務の進捗状況の確認、要求水準書の記載内容と履行内容との照会その他維持管理・運営委託契約の履行状況の調査	第6条第3項 監督職員は、維持管理・運営委託契約の他の条項に定めるもの及び維持管理・運営委託契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。 (1)委託業務を実施させるための受注者又は業務責任者に対する業務に関する指示 (2)維持管理・運営委託契約の内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾若しくは回答 (3)維持管理・運営委託契約の履行に関する受注者との協議 (4)業務の進捗状況の確認、要求水準書の記載内容と履行内容との照会その他維持管理・運営委託契約の履行状況の調査	修正
10	委託契約書(案)	5	統括監理業務(旧:統括マネージャー)	第14条第1項 受注者は、要求水準書等及び事業提案書に従い、建設工事請負契約に基づく設計・建設業務及び委託業務を統括する統括マネージャーを選任し、業務期間中において配置しなければならない。 第14条第2項 受注者は、前項に基づき統括マネージャーを選任したときは、速やかにその氏名、所属等を発注者に報告するものとする。統括マネージャーを変更するときも同様とする。 第14条第3項 受注者は、統括マネージャーを変更しようとするときは、発注者に変更内容を説明して発注者の確認を得なければならない。 第14条第4項 前3項のほか、統括マネージャーの選任に係る報告は要求水準書の定めるところとする。 第14条第5項 統括マネージャーは、委託業務の実施を統括するほか、委託料の変更、事業日程の変更、委託料の請求及び受領、第16条第1項の請求の受理、同条第3項の措置及び通知、並びに維持管理・運営委託契約の解除に係る権限を除き、維持管理・運営委託契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。 第14条第6項 統括マネージャーの本施設への常駐の要否及び兼務の可否は要求水準書の定めるところによる。	第14条 受注者[のうち代表企業(※SPCを設立しない場合)]は、維持管理・運営委託契約の定めるところに従い、要求水準書等及び事業提案書に基づき、開館準備期間及び維持管理・運営期間において、本事業に係る統括管理業務(要求水準書に定める意味を有する。)を実施するものとする。	修正

特別史跡加曾利貝塚新博物館(仮称)整備・運営事業 修正箇所一覧 (契約書に関する事項)

質問回答 No.	資料名	頁	項目・タイトル	修正前	修正後	内容
10	委託契約書 (案)	6	業務責任者に関する措置 請求 (旧:統括マネージャー等 に関する措置請求)	第16条第1項 発注者は、 <b>第14条第1項に規定する統括マネージャー及び</b> 第15条第1項に規定する業務責任者 がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示し た書面により必要な措置を執るべきことを請求することができる。	第16条第1項 発注者は、第15条第1項に規定する業務責任者がその職務の執行につき著しく不相当と認めら れるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置を執るべきことを請求 することができる。	修正
145	委託契約書 (案)	9	使用料等	第28条第1項 発注者及び受注者は、 <b>地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、本施設の使用料及 び物品売払代金の取扱いについて、別途収納事務委託契約を締結するものとする。</b> 第28条第2項 受注者は、千葉県予算会計規則の定めに従うほか、要求水準書等及び発注者が必要に応じて 指示する事項を遵守のうえ、収納業務を実施するものとする。	第28条 受注者は、千葉県予算会計規則の定めに従うほか、要求水準書等及び発注者が必要に応じて 指示する事項を遵守のうえ、料金収納業務を実施するものとする。	削除
146	委託契約書 (案)	15	契約期間満了時の業務の 引継ぎ	第52条第1項 発注者と受注者は、契約期間終了の6か月から、本施設の引渡し及び業務の引継ぎについての 協議を開始するものとする。また、受注者は契約期間終了の6か月前までに、要求水準書で規 定する業務引き継ぎ書等を作成して、発注者に提出する。	第52条第1項 発注者と受注者は、契約期間終了の6か月前から、本施設の引渡し及び業務の引継ぎについて の協議を開始するものとする。また、受注者は契約期間終了の6か月前までに、要求水準書で 規定する業務引き継ぎ書等を作成して、発注者に提出する。	修正
148	委託契約書 (案)	21	第三者の責めに帰すべき 事由による本施設の損害	第64条第4項 受注者は、前項の規定により本施設の損害の状況等が確認されたときは、当該損害が生じた各 施設を維持管理・運営委託契約等に適合させるために要する費用(維持管理業務に含まれる措 置に係る部分、第三者から損害賠償を受けた部分、第48条第1項の規定により付された保険等 によりてん補された部分及び任意事業に係る部分を除く。)の負担を発注者に請求することが できる。ただし、 <b>本施設の損害が利用者によって生じたものであるとき、又は</b> 第三者による本施設 への損害が受注者の善管注意義務若しくは管理義務の違反により生じた場合には、当該費用 を受注者が負担するものとする。	第64条第4項 受注者は、前項の規定により本施設の損害の状況等が確認されたときは、当該損害が生じた各 施設を維持管理・運営委託契約等に適合させるために要する費用(維持管理業務に含まれる措 置に係る部分、第三者から損害賠償を受けた部分、第48条第1項の規定により付された保険等 によりてん補された部分及び任意事業に係る部分を除く。)の負担を発注者に請求することが できる。ただし、第三者による本施設への損害が受注者の善管注意義務若しくは管理義務の違反 により生じた場合には、当該費用を受注者が負担するものとする。	修正